

基発0413第5号

平成23年4月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を滅失等した被災者への
免許を取得していることを証する書面の発行等について

労働安全衛生法に基づく免許（以下「免許」という。）を滅失等した場合の取扱いについては、免許システム事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）で規定しているところであるが、今般の東日本大震災においては、再交付申請に必要な本人確認証明書（運転免許証や住民票等）の入手先である地方自治体の庁舎が流出している場合があるほか、多くの被災者が避難所で生活しており再交付した免許を郵送することが困難である等の事態が発生しており、被災者の免許再交付が困難な場合が想定されるところである。

このため、免許再交付が困難な東日本大震災の被災者については、当面の措置として、下記により労働局長又は労働基準監督署長が免許を取得していることを証する書面（以下「証明書」という。）を発行することとしたので、その取扱いについて遺漏なきを期したい。

記

1 証明書を発行する被災者

免許の再交付申請に必要な本人確認証明書を用意することができない被災者、避難所で生活しており免許の受取が困難な被災者を原則とすること。

なお、このような原則に該当しない場合であっても、復旧工事に従事するために至急免許が必要である、就職に際して必要である、自宅の損壊等で経済的に著しく困窮しており再交付申請ができない等の事情も有り得ることから、相談者の置かれた状況を勘案し、柔軟な対応を心がけること。

2 対象となる免許の種類

証明書を発行する免許の種類は以下の 20 種とすること。

- (1) 第一種衛生管理者免許
- (2) 第二種衛生管理者免許
- (3) 衛生工学衛生管理者免許
- (4) 高圧室内作業主任者免許
- (5) ガス溶接作業主任者免許
- (6) 林業架線作業主任者免許
- (7) 特級ボイラー技士免許
- (8) 一級ボイラー技士免許
- (9) 二級ボイラー技士免許
- (10) エックス線作業主任者免許
- (11) ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- (12) 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
- (13) 発破技士免許
- (14) 揚荷装置運転士免許
- (15) 特別ボイラー溶接士免許
- (16) 普通ボイラー溶接士免許
- (17) ボイラー整備士免許
- (18) クレーン・デリック運転士免許
- (19) 移動式クレーン運転士免許
- (20) 潜水士免許

3 証明書の発行について

(1) 証明書について

証明書は別添の様式とすること。

なお、証明書の有効期間は平成 24 年 3 月 31 日までとするので、その間の局署の指導において証明書の所持者を確認した場合には、免許を所持している者として取り扱うこと。

(2) 受付場所

証明書発行の受付は、労働局労働基準部健康安全課（又は安全課、健康課）（以下「局」という。）及び労働基準監督署安全衛生主務課（以下「署」という。）すること。

なお、管内の避難場所や地方自治体の庁舎等で行う特別相談等の際にも、証明書の再発行について受け付けすることが望ましいところであるが、局署の体制を勘案の上、各局ごとに判断すること。

また、免許の再交付の場合には、申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は所持する免許証を交付した都道府県労働局に申請する必要があるが、証明書発行の受付は、被災者が全国各地に避難していることが想定されることから、すべての局及び署において行うこと。

(3) 証明書の発行に至る事務処理

被災者から免許の再発行について相談を受け、上記1に該当すると判断した場合には、様式第12号（免許・免許証再交付・免許証書替・免許更新）申請書（厚生労働省ホームページからダウンロード可能。以下「申請書」という。）に所要事項を記入してもらうこと。

申請書の記載内容について、申請を受け付けた局署において、労働基準行政システムで検索し、免許の取得状況を確認すること。また、本人確認については、申請書に記載された氏名、生年月日、住所、本籍地都道府県と労働基準行政システムの入力内容を突合することで確認してよいこと。

なお、労働基準行政システムが稼働していない署にあっては、局に連絡し、局の労働基準行政システムで確認してもらうこと。

免許の取得を確認できた場合には、証明書を発行すること。その際、局において発行する場合には労働局長印、署において発行する場合には労働基準監督署長印を押印すること。

証明書を発行した場合には、発行した証明書の写（コピー）及び申請書をひとまとめにし、発行日順に保存しておくこと。

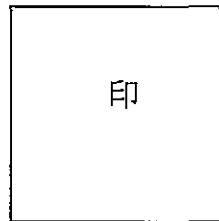
労働安全衛生法に規定する免許の取得済証明書

| | |
|------|-------|
| 免許区分 | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |

上記の免許区分欄の免許を取得済みであることを証明する。

平成 年 月 日

○○労働局長
(○○労働基準監督署長)



印

〈備考〉

1. この証明書は、東日本大震災の被災者が、労働安全衛生法に規定する免許を紛失等した場合に発行する免許の取得を証する書面です。
2. 免許所持者に就業が制限されている業務に従事する際には、この証明書を携帯して下さい。
3. この証明書の有効期間は、平成24年3月31日までですので、それまでの間に紛失等した免許の再交付を受けて下さい。
4. この証明書は紛失しないよう大切に取り扱って下さい。

(この証明書に関する問合せ先)

○○労働局労働基準部健康安全課（又は安全課、健康課）
電話 ○〇〇 (○〇) 〇〇〇〇

基発0413第6号

平成23年4月13日

(財) 安全衛生技術試験協会 理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を滅失等した被災者への
免許を取得していることを証する書面の発行について

東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を滅失等した被災者については、再交付申請に必要な本人確認証明書（運転免許書や住民票等）の入手先である地方自治体の庁舎が流出している場合があるほか、多くの被災者が避難所で生活しており再交付した免許を郵送することが困難である等の事態が発生しており、被災者の免許再交付が困難な場合が想定されるところです。このため、免許書再交付が困難な東日本大震災の被災者については、当面の措置として、別紙のとおり、労働局長又は労働基準監督署長が免許を取得していることを証する書面を発行することとしたので、貴協会におかれてもご了知をお願いします。

基発0413第7号
平成23年4月13日

別記の団体の長あて

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を滅失等した被災者への
免許を取得していることを証する書面の発行について

東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を滅失等した被災者については、再交付申請に必要な本人確認証明書（運転免許書や住民票等）の入手先である地方自治体の庁舎が流出している場合があるほか、多くの被災者が避難所で生活しており再交付した免許を郵送することが困難である等の事態が発生しており、被災者の免許書再交付が困難な場合が想定されるところです。このため、免許書再交付が困難な東日本大震災の被災者については、当面の措置として、別紙のとおり、労働局長又は労働基準監督署長が免許を取得していることを証する書面を発行することとしたので、貴協会会員各位に対し周知を図つていただきますようお願いします。

(別記団体)

社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

鉱業労働災害防止協会